

生活交通確保維持改善計画について

1 地域公共交通確保維持改善事業

国土交通省による、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性向上等の取組を補助する制度。

2 地域間幹線系統補助

地域間交通ネットワーク（※1）を形成する地域間幹線系統の運行を補助。

（※1）地域間幹線バス系統、鉄道路線をいう。なお、「地域間幹線バス系統」は、複数市町村にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの等に該当するものをいう（東郷町ではじゅんかい君北コース及び名鉄バス星ヶ丘・豊田線（御岳経由）が該当）。

3 地域内フィーダー系統補助

今回はこちら

幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内フィーダー系統（※2）の運行を補助（東郷町ではじゅんかい君南西コースが該当）。

（※2）バスの停留所、鉄道駅において、地域間交通ネットワークとの乗り継ぎに対して円滑に接続している系統等に該当するものをいう。

4 生活交通確保維持改善計画

地域公共交通の確保・維持・改善のために、地域の生活の実情のニーズを把握し、最適な移動手段の提供等を協議会での議論を経て策定する計画。【目標、運行系統の概要、運送予定者などを記載】

